平成２２年（フ）第７５号
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金826番地１　若葉グリーンハイツＣ―503号
債務者　安倍富士子
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２２８号
新潟県長岡市福住２丁目４番44号、前住所神奈川県横浜市都筑区新栄町18番３号
債務者　和田貢一郎
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２２９号
新潟県長岡市福住２丁目４番44号、前住所神奈川県横浜市都筑区新栄町18番３号
債務者　和田佐智子
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２６４号
新潟県魚沼市四日町279番地１、前住所新潟県魚沼市四日町22番地３
債務者　佐藤　　久
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２０号
新潟県見附市葛巻１丁目１番43号
債務者　大崎　康浩
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
新潟県見附市葛巻１丁目１番43号
債務者　大崎　幸代
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２６号
新潟県長岡市大荒戸町682番地１
債務者　田口　良子
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２８号
新潟県長岡市曲新町552番地１―109
債務者　田中眞理子
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第３１号
新潟県長岡市堀金２丁目11番24号
債務者　吉村　和也
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第３７３３号
名古屋市名東区香流３丁目211番地　タウニー香り102号
債務者　笹野コーキング店こと　笹野　達臣
１　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７３４号
名古屋市名東区文教台１丁目910番地　コーポ和幸208号、住民票上の住所名古屋市名東区香流３丁目211番地　タウニー香り102号
債務者　笹野　　真
１　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２９号
名古屋市北区六が池町464、住民票上の住所愛知県春日井市中新町２丁目14番地６　ラビデンス味美401号
債務者　川上　　猛
１　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４６号
名古屋市千種区内山２丁目７番14号　メゾン・ド・ダブリエ112号
債務者　千葉　勇作
１　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６１号
名古屋市西区浄心２丁目12番21号　イエローパークサイド４Ａ号
債務者　若山　清和
１　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８５８号
愛知県碧南市鷲林町１丁目119番地
債務者　杉浦チヨ子
１　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６９号
愛知県西尾市平坂町梨子山32番地　エクセローズ101号室
債務者　有迫　末秋
１　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２２号
岡山県倉敷市沖新町２―９　ロジェ倉敷502号、住民票上の住所岡山県倉敷市中島272番地　フローレンス倉敷中島307号
債務者　水田　和宏
１　決定年月日時　平成22年２月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係